

## 使用料の見直し（案）

公の施設の名称	県立特別支援学校
---------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
照明設備使用料	体育館	時間	310	<u>320</u>	10
冷暖房設備使用料	体育館	時間	（新設）	<u>1,120</u>	1,120

【備考】

改正前	改正後（案）
1 教育委員会が指定する県立特別支援学校に限る。	1 （同左）